

■ラオス第4回本邦研修（教育・研修改善）を実施しました。

令和元年12月1日（日）から同月14日（土）までの間、JICA横浜、法務省赤れんが棟、国際法務総合センター等において、ラオス第4回本邦研修（教育・研修改善）を実施しました。

現在、法務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ラオスの関係4機関（ラオス国立大学、司法省、最高人民検察院及び最高人民裁判所）とともに、ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論を構築・研究する能力、その理論に基づいて法を運用・執行する能力等をそれぞれ身に付けるとともに、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けることを目標とした「法の支配発展促進プロジェクト」を実施しています。

教育・研修改善サブワーキンググループ（SWG）では、上記プロジェクトの一環として、法学教育、法曹養成研修及び継続的実務研修の各カリキュラムと教育・研修活動の現状を調査し、これを見直した上で必要に応じて改善することを目的とした活動を行うとともに、ラオスにおいていまだ体系化した形で存在しない事実認定理論及びそのトレーニング方法を確立し、関係者に普及することを念頭に、民事及び刑事事件に関する事実認定問題集の執筆作業を進めています。

そこで、今回の研修では、SWGのメンバー25名を日本にお招きし、講義・見学を通じて、日本の法学教育機関及び法曹養成機関におけるカリキュラムや教育・研修方法等についての知見を提供するとともに、執筆作業を進めている事実認定問題集の内容を充実させることを目的とした意見交換を実施しました。



【研修参加者と一緒にはれんが棟を背景に記念撮影】

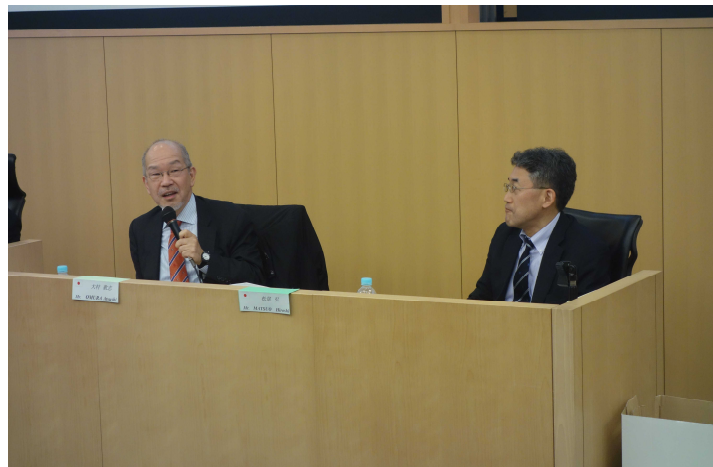
研修では、日本の大学や法科大学院での教育制度、司法修習生や法曹実務家（裁判官、検察官及び弁護士）を対象とした各研修制度に関する講義・見学、日本における法学誕生の経緯等を紹介する講義、民法理論、刑法理論を確立するための知見を提供する講義・見学をそれぞれ実施するとともに、研修終盤の3日間は、研修参加者を民事グループと刑事グループに分け、あらかじめ提出されていた事実認定問題集の第一次草案を叩き台として意見交換を実施しました。



【内田貴先生（東京大学名誉教授）による講義風景】



【井田良先生（慶應義塾大学名誉教授・中央大学法科大学院教授）による講義】



【大村敦志先生（学習院大学法科大学院教授・東京大学名誉教授）と松尾弘先生（慶應義塾大学法科大学院教授）による対談】



【意見交換会の様子（上：刑事グループ/下：民事グループ）】

参加者からは、「今回の研修では、法学や法理論という深くて広いテーマから、各教育機関・研修機関におけるカリキュラムの具体的内容や教授法、事実認定に関するトレーニング方法などといった形で段階毎に学ぶことができ、徐々に理解が深まっていった。ラオスの各教育・研修の過程において、どの段階で何を教えるべきかについて改めて考え直す良い契機となった。」「事実認定の理論を考える上で、日本の教育・研修で扱っている証拠構造図がとても分かりやすく参考になった。」「今後も日本の知識や経験を活用して、事実認定問題集の作成に役立てたい。」などといった感想が聞かれました。

本研修に多大なる御協力をいただいた講師の方々、訪問先機関の方々を始め関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。